

特許庁委託事業

ASEAN における特許権、意匠権、商標権などの
産業財産権登録に拠らない
発明、意匠、商標の保護に関する調査

2013 年 4 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP

第11章 ベトナム



1. 調査結果の概要

ベトナムにおける未登録知的財産権の保護についての調査結果の概要は以下のとおりである。

場面	対象	対象	概要	根拠	
権利行使	特許	営業秘密 (ノウハウ)	非公知・有用性・秘密管理性があれば他の工業所有権と同様に保護される	知的財産法 84、競争法 3	
		それ以外	登録がなければ保護されない。	—	
	周知・著名の意匠/商標	意匠	原則保護されない。	—	
		商標	周知標章として、又は不正競争条項により保護される。	知的財産法 4、75、130	
	商号	商号	限定された地域、商品・役務の範囲内では保護される。	知的財産法 4、6	
防 御	無効	冒認	特許/意匠/商標	冒認出願に該当すれば、無効の請求が可能(商標については権利付与後 5 年以内)。	知的財産法 96
	抗 弁	特許/意匠	先使用	出願日/優先日より前に実施等を行っていた場合は主張可能。	知的財産法 134
		特許/意匠	外国公知技術	国家知的財産庁に対して無効を請求でき、その手続の間、裁判所の手続は停止する。	知的財産法 96
		善意・権利濫用	—	法律上に根拠は存在しない。	—

2. 無断使用行為に対する民事上及びその他の救済手段

(1) 発明等の技術思想の保護（営業秘密としてのノウハウの保護）

ア. 営業秘密の要件

ベトナムにおいて、営業秘密は知的財産法⁷⁸(Law No. 50/2005/QH11 on Intellectual Property (2005年制定)、Law No. 36/2009/QH12 Amending and Supplementing a Number of Articles of the Law on Intellectual Property (2009年改正))第4条第23号に定義されており、「財政的投資、知的投資から得られた情報であって、開示されておらず、かつ、事業において利用可能な情報である」とされている。ただし、同法第8条第1項には、社会道徳や公共の秩序に反し、又は国家の防衛及び安全保障に有害な知的財産権は保護されないとされている。

これらを具体化したのが知的財産法第84条及び第85条である。

第84条 保護に適格な営業秘密に係る一般的要件

営業秘密は、それが次の要件を満たすときは、保護に適格とする。

- (1) 共通の知識でなくまた容易に取得されるものでもないこと
- (2) 業として使用されるときは、それを所有又は使用しない者よりもその所有者に対して有利性を与えることができること
- (3) それが開示されず、また容易に入手することもできないよう必要な措置を講じてその所有者が秘密を保持していること

第85条 営業秘密として保護されない主題

次の秘密情報は、営業秘密として保護されないものとする。

- (1) 個人的地位の秘密
- (2) 国家管理の秘密
- (3) 安全保障及び国防の秘密
- (4) 事業に無関係な他の秘密保持情報

また、知的財産法第6条第3項(c)において、「営業秘密に対する工業所有権は、当該営業秘密の適法な取得及び秘密保持に基づいて確定する。」とされており、権利者による特段の行為を要求することなく、法律上の保護が付与される。

⁷⁸ ベトナム知的財産法については、特許庁による日本語訳が入手可能である (http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/vietnam/tizaihou.pdf)。また、WIPOの英訳が入手可能である (http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=274445、http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=182541)。

イ. 効果

営業秘密は、知的財産法第 III 部に規定される工業所有権の一部と位置づけられ（同法第 4 条第 4 号）、工業所有権は知的財産権の一部をなすため（同法第 4 条第 1 号）、他の知的財産権（登録される知的財産権）に対するのと概ね同様の保護が認められている。

第 123 条 工業所有権所有者の権利

- (1) 工業所有権所有者は、次の権利を有する。
 - (a) 第 124 条及び第 X 章に従い工業所有権を行使するか、又は他人が行使することを許可すること
 - (b) 第 125 条に従い他人が工業所有権を行使することを禁止すること
 - (c) 第 X 章に従い工業所有権を処分すること

このうち、営業秘密に関する知的財産法第 123 条第 1 項(a)に定める権利の行使については、同法第 124 条に定めがある。

第 124 条 工業所有権の行使

- (4) 営業秘密の使用とは、次の行為の遂行を意味する。
 - (a) 営業秘密を、製品の製造、サービスの提供又は商品の取引に適用すること
 - (b) 営業秘密を適用することにより得られた製品を販売し、販売のために広告し、販売用に保管し、また輸入すること

他方、知的財産法第 123 条第 1 項(b)に定める他人の工業所有権の行使の禁止（差止め）のうち、営業秘密については、同法第 127 条において営業秘密に対する権利侵害についての定めがあり、営業秘密の無断使用を含む権利侵害に対しては、同法第 125 条第 1 項において（同条第 3 項の例外を除いて）権利侵害を防止する権利を有する旨が定められている。

第 127 条 営業秘密に対する権利の侵害行為

- (1) 次の行為は、営業秘密に対する権利の侵害であるとみなす。
 - (a) 営業秘密の適法管理者により取られた秘密保持措置に反する行為をなすことにより、営業秘密の具体的情報を入手又は取得すること
 - (b) 営業秘密所有者の許可なしに営業秘密の具体的情報を開示又は使用すること
 - (c) 秘密保持契約に違反すること、又は営業秘密を入手、取得若しくは開示する

ために秘密保持担当者を欺瞞し、誘導し、買収し、強要し、唆し若しくはその信用を濫用すること

(d) 営業秘密の具体的情報であつて、製品に関する営業又はマーケティングのライセンス付与のための手続に基づいて他人により提出されるものを、所管当局により取られた秘密保持措置に反する行動により、入手又は取得すること

(dd) 営業秘密を、それが(a)、(b)、(c)及び(d)という行為の1に従事する他人により取得されたことを知りながら又は知る義務を有しながら、使用し又は開示すること

(e) 第128条に規定する秘密保持義務を履行しないこと

(2) (1)という営業秘密の適法な管理者は、当該営業秘密所有者、その者の適法な実施権者又は管理職を含むものとする。

第125条 工業所有権の他人による行使を防止する権利

(1) 工業所有権所有者、及び地理的表示を使用又は管理する権利を付与された組織又は個人は、関係工業所有権の他人による行使について、当該行使が(2)又は(3)に規定する場合に該当しない限り、これを防止する権利を有する。

(3) 営業秘密所有者は、次の行為の他人による遂行を防止する権利を有さない。

(a) 自らが非合法的に取得したことを知らずに又は知る義務を有さずに取得した営業秘密を開示し又は使用すること

(b) 第128条(1)の規定に従い公衆を保護するために営業秘密を開示すること

(c) 非商業目的で第128条に従い秘密資料を使用すること

(d) 他人が独立して創出した営業秘密を開示し又は使用すること

(e) 適法に頒布された製品の分析又は評価の結果生じた営業秘密を開示し又は使用すること。ただし、分析者又は評価者と営業秘密の所有者又は当該製品の供給者との間に別段の合意がある場合は、この限りでない。

権利救済の方法として、権利侵害を受けた当事者は、裁判所に民事上の権利救済を求めることができ、その内容としては、権利侵害の差止めや損害賠償が含まれる(知的財産法第202条)。

第202条 民事救済

裁判所は、知的所有権の侵害行為を犯した組織及び個人に対処するため、次の民事救済措置を講じる。

(1) 知的所有権の侵害の終了を強制すること

(2) 評判の是正及び謝罪を強制すること

(3) 民事的義務の遂行を強制すること

- (4) 損害に対する補償を強制すること
- (5) 知的所有権侵害商品の創出又は取引に主として使用された商品、素材及び用具について、廃棄、非商業目的での頒布又は使用を強制すること。ただし、当該頒布及び使用が知的所有権所有者による権利行使に影響を与えないことを条件とする。

他方、営業秘密侵害に対して、刑事罰は規定されていない。

ウ. 競争法による保護

ベトナム競争法⁷⁹(Competition Law No. 27/2004/QH11)第 41 条、第 3 条第 10 号⁸⁰においても、知的財産法とほぼ同内容の営業秘密の保護が規定されているが、実例が乏しいため、両者の役割分担等は不明である。

エ. その他

知的財産法第 128 条において、医薬品等のライセンスの取得のために営業秘密を提出した者は、ライセンス付与後 5 年間、自らの同意なく後続の申請人に対しては当該ライセンスが付与されないという保護を受けることができる。

⁷⁹ ベトナム競争法については、ベトナム競争庁 (Vietnam Competition Authority) による英訳が入手可能である

(http://www.vca.gov.vn/Modules/CMS/Upload/24/2008_10_22/Vietnam%20Competition%20Law%2028E%29.doc)

⁸⁰ 競争法第 41 条 (Infringement upon business secrets)

Enterprises are forbidden to perform the following acts:

1. Accessing and collecting information belonging to business secrets by counteracting the security measures applied by lawful owners of such business secrets;
2. Disclosing, using information belonging to business secrets without the permission of owners of such business secrets;
3. Breaching security contracts or deceiving or taking advantage of the trust of persons having the security duty in order to access, collect or disclose information belonging to business secrets of owners of such business secrets;
4. Accessing, collecting information belonging to business secrets of other persons when such persons carry out procedures according to law provisions concerning business, carry out procedures for product circulation, or by counteracting the measures applied by State agencies, or using such information for business purposes, application for licenses related to business or product circulation.

競争法第 3 条第 10 号

Business secret means information that fully meets the following conditions:

- a/ Being other than common knowledge;
- b/ Being applicable to business and, once used, placing the holder ..)f such information at an advantage over the non-holder or non-user of such information;
- c/ Being kept confidential by the owner by applying necessary measures to keep such information from disclosure and easy access.

第 128 条 試験資料の秘密を保持する義務

- (1) 法律により、医薬品又は農業用化学製品に関して営業又はマーケティングのライセンスを申請する申請人が、試験資料又は営業秘密である何らか他の資料であって、その作成に相当の努力又は経費を伴うものの提出を要求する場合、かつ、申請人が当該資料の秘密保持を請求する場合は、当該資料について、当局は、開示することが公衆を保護するために必要な場合を除き、それが不公正な商業目的に使用されることも、又は開示されることもないように必要な措置を取る義務を有する。
- (2) (1)に規定する申請における秘密資料の当局に対する提出から、ライセンスが申請人に付与された日後5年期間の終りまで、第125条(3)(d)にいう場合を除き、当局は、当該資料を提出した者の許可なしに、自己の申請書類において秘密資料を使用する後続の申請人に対して、当該ライセンスを付与してはならない。

(2) 周知・著名の意匠及び商標の保護

ア. 周知・著名意匠/商標

(ア) 意匠

知的財産法第6条第3項(a)において、意匠は登録を保護要件としており、原則として登録なくして保護されることはないが、当該意匠が著作権(知的財産法第6条第1項、第13条及び第14条第1項等参照⁸¹)又は著名商標(下記(イ)参照)として

⁸¹第6条 知的所有権の発生、確定の根拠

(1) 著作権は、著作物がその内容、品質、形態、手法又は言語に拘らず一定の実質的形態で創作され、かつ、表現された瞬間に発生するものとし、それが公表又は登録されているか否かを問わない。

第13条 著作権のある著作物を有する著作権の著作者、所有者

(1) 保護された著作権を有する組織及び個人は、直接当該著作物を創作した者及び第37条から第42条までに規定する著作権所有者を含む。

(2) (1)に規定する著作権の著作者及び所有者は、ベトナムの組織、個人を含み、また、その著作物がベトナムにおいて最初に公表されたが、如何なる外国においても公表されていないか、又は外国におけるその最初の公表から30日以内にベトナムにおいても公表された外国の組織、個人を含み、並びに、その著作物が、ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約に従いベトナムにおける保護に適格である外国の組織、個人を含む。

第14条 保護著作物の形態

(1) 保護される文学的、美術的及び科学的著作物は、次のものを含む。

- (a) 文学的及び科学的著作物、教科書、教材及び文字又は他の記号の形態で表現されたその他の著作物
- (b) 講演、プレゼンテーション及びその他の演説
- (c) ジャーナリズムの著作物
- (d) 音楽の著作物
- (d) 演劇の著作物
- (e) 映画の著作物及び類似の方法により創作された著作物(以下「映画の著作物」という)
- (g) 美術の著作物及び応用美術の著作物
- (h) 写真の著作物

保護されることはありうる。

第 6 条 知的所有権の発生、確定の根拠

(3) 知的所有権は、次の通り確定する。

(a) 発明、意匠、回路配置、標章及び地理的表示における工業所有権は、本法に規定する登録手続に従う保護証書の付与に関し、又はベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約に基づく国際登録の承認に関して国家所管当局が行う決定に基づいて確定する。周知標章に関しては、所有権は、登録手続とは無関係に使用に基づいて確定する。

(イ) 商標

上記 (ア) で掲げた知的財産法第 6 条第 3 項(a)に記載されるとおり、商標についても、保護されるためには登録がなされているのが原則である。しかしながら、未登録であっても周知標章は、①周知標章の保護制度又は②不正競争条項により保護される余地がある。

① 周知標章の保護制度

周知標章は、知的財産法第 4 条第 20 号において、「ベトナムの領土全域に亘って広く知られた標章である」と定義されている。

まず、周知標章も標章の一つであるから、標章の形態及び識別性について、知的財産法第 72 条所定の一般的な要件を満たさなければならない。

第 72 条 保護に適格な標章に係る一般的要件

標章は、それが次の条件を満たすときは、保護に適格とする。

- (1) 立体図形又はそれらの組合せを含み、1 又は複数の色彩により表現された文字、語、絵柄、図形の形態による目に見える標章であること
- (2) 標章所有者の商品又はサービスを他人のそれらから識別できること

そして、周知標章として「ベトナムの領土全域に亘って広く知られ」ているといえるかについては、知的財産法第 75 条が、対象標章を付した商品がどれだけ知られているか等を含む 8 つの考慮要素を挙げている。周知標章に該当するかどうかは、ベトナム

-
- (i) 建築の著作物
 - (k) 地勢、建築物及び科学的著作物に関する図形、スケッチ、地図、図面
 - (l) 民俗芸術的及び文学的著作物
 - (m) コンピュータ・プログラム及びデータ編集

ム国家知的財産庁(NOIP)又は裁判所において判断されることになる。

第 75 条 周知標章の認定に係る基準

次の基準は、標章の周知状態を審理するときに参酌する。

- (1) 当該標章を付した商品若しくはサービスの購入若しくは使用を通じて、又は広告を通じて当該標章を知っている関係消費者の数
- (2) 当該標章を付した商品／サービスの流通の領域範囲
- (3) 当該標章を付した商品若しくはサービスの販売若しくは提供の取引高、又は販売された商品若しくは提供されたサービスの量
- (4) 当該標章の連続使用の期間
- (5) 当該標章を付した商品／サービスの広範な営業権
- (6) 当該標章に保護を付与している国の数
- (7) 当該標章を周知として認めている国の数
- (8) 当該標章に関して譲渡の価値、ライセンス許諾価格、又は投下資本寄与の価値

この点、外国において周知・著名であるということのみではベトナムにおいて周知標章として保護されることはないが、外国で周知・著名である結果、知的財産法 75 条に照らして、ベトナム国内においても周知であるといえるのであれば、周知標章として保護される余地がある。

さらに、知的財産法第 6 条第 3 項(a)の定めにより、周知標章として保護されるためには当該標章が「使用」されていなければならない。

知的財産法第 129 条第 1 項(d)によれば、周知標章と同一又は類似のものを使用することは、当該周知標章の商品・サービスと侵害品の商品・サービスとが異なる種類のものであっても、出所又は権利者と侵害者の関係性に誤認混同を生じるおそれのある限り、権利侵害を構成する。

第 129 条 標章、商号及び地理的表示に対する権利の侵害行為

(1) 次の行為は、標章所有者の許可なしに行われたときは、標章に対する権利の侵害であるとみなす。

(d) 周知標章と同一若しくは類似の標識、又は周知標章の翻訳若しくは翻字の形態による標識を、当該周知標章を有する商品若しくはサービスと非類似若しくは無関係のものを含む何らかの商品若しくはサービスについて使用すること。ただし、当該使用が、当該商品若しくはサービスの出所について混同を生じる虞、又は当該標識の使用者と周知標章所有者との間の関係について誤った印象を生じる虞があることを条件とする。

② 不正競争条項による保護

知的財産法第 130 条第 1 項(a)では、出所を混同させる（標章の使用を含む）商業的表示の使用を不正競争行為と定めており、同法第 6 条第 3 項(d)によれば、被侵害者の権利は事業における競争に基づいて確定される。具体的には、被侵害者が裁判所に民事救済（同法第 202 条）を求める過程の中で権利の認定がなされると考えられる。

第 130 条 不正競争の行為

(1) 次の行為は、不正競争の行為とする。

(a) 事業体、事業活動又は商品若しくはサービスの商業的出所について混同を生じさせる商業的表示を使用すること

(2) (1)にいう商業的表示とは、標識、商品及びサービスの取引に対する指針として役立つ情報をいい、標章、商号、事業の表象、事業の標語、地理的表示、包装意匠、ラベル意匠等を含む。

(3) (1)にいう商業的表示の使用は、当該商業的表示を商品、包装、サービス手段、事業取引書類及び広告手段に付す行為であり、当該商業的表示を付した商品を販売し、販売のために広告し、販売用に保管し、及び輸入することである。

第 6 条 知的所有権の発生、確定の根拠

(3) 知的所有権は、次の通り確定する。

(d) 不正競争の防止についての権利は、事業における競争に基づいて確定する。

ベトナム競争法第 40 条⁸²においても、知的財産法とほぼ同内容の不正競争に関する規定が存在するが、実例が乏しいため、両者の役割分担等は不明である。

(ウ) 商号

知的財産法上、事業体の名称として定義される商号は、工業所有権の一種として位置づけられており、同法第 6 条第 3 項(b)によれば、適法な使用があれば、登録がなくとも保護を受けられるとされている。

⁸² 競争法第 40 条(Misleading indications)

1. Enterprises are forbidden to use instructions containing information causing confusions about trade names, business mottoes, business logos, packings, geographical indications and other elements as prescribed by the Government to mislead customers about goods or services for the purpose of competition.
2. It is forbidden to do business in goods or services using misleading information prescribed in Clause 1 of this Article.

この点、商号がいかなる範囲で保護されるかについては、当該商号が使用されている地理的範囲及び商品・役務の範囲についての証拠により決定されるとされている⁸³。

第4条 用語の解釈

(4) 工業所有権とは、組織又は個人により創出され又は所有される発明、工業意匠、半導体集積回路の回路配置、商標、商号、地理的表示、営業秘密に対するそれらの者の権利並びに不正競争の防止についての権利である。

(21) 商号とは、当該名称を付している事業体を、同一分野及び地域において行動している他の事業体から識別するため、事業上使用される組織又は個人の名称である。本項に規定する事業の地域とは、事業体が事業パートナー、顧客又は名声を有する地理的地域とする。

第6条 知的所有権の発生、確定の根拠

(3) 知的所有権は、次の通り確定する。

(b) 商号に対する工業所有権は、当該商号の適法な使用に基づいて確定する。

(3) 判例等

現在、ベトナムでは最高裁判所の裁判例のみしか公刊されておらず、上記(1)(2)に関する裁判例等は見当である。

周知標章を根拠とする差止め請求訴訟の和解手続において、NOIPが裁判所に対して、原告の標章が周知標章であることを確認する文書を発行し、その結果、原告の請求に沿う形での和解がなされた実例があるとのことである。

3. 冒認登録された第三者の権利の無効及び取消の可否

(1) 冒認特許/意匠の無効/取消

登録知的財産権が冒認出願であった場合、知的財産法第96条の定めに基づき、何人も、手数料を納付することでNOIPに対して、権利の無効を請求することができる。この場合、該当する権利が特許・意匠等である場合には、権利の存続期間中いつでも無効の請求は可能である（後述するとおり、商標（標章）の場合に限って、無効の請求は権利の付与日から5年間に限定されている。）。

NOIPは、請求の内容に加え、利害関係者の主張等を考慮した上で無効とするかどうか

⁸³ 2010年12月30日付け政令119/2010/ND-CPにより修正された2006年9月22日付け政令105/2006/ND-CPの第13条第2項

かについての決定を行うが、かかる決定については科学技術省(MOST)又は裁判所への不服申立てが可能であり、MOST の決定に対しては、さらに裁判所への不服申立てが可能とされている。

第 96 条 保護証書の無効

- (1) 保護証書は、次の場合は完全に無効とされるものとする。
 - (a) 登録出願人が(発明、工業意匠、回路配置及び標章に関して)登録を受ける権利を有さず又は当該権利を譲渡されてもいない場合
- (3) 如何なる組織又は個人も、(1)及び(2)に規定する場合は、手数料を納付することを条件として、国家知的財産庁に保護証書を無効とすることを請求する権利を有する。保護証書の無効を請求する期間は、その全保護期間とする。標章に関しては、保護証書が出願人の不正行為により付与された場合を除き、当該期限は、付与の日から 5 年とする。
- (4) 保護証書の無効請求に係る審査結果及び利害関係人の意見に基づいて、国家知的財産庁は、完全に若しくは部分的に保護証書を無効にする決定又はその無効拒絶の通知の何れかを行うものとする。

(2) 冒認商標の無効/取消

商標についても、前項の特許や意匠の場合と同様に、知的財産法第 96 条の定めにより、真の権利者は冒認出願者が保有する権利の無効を請求できるが、無効請求期間が権利の付与から 5 年に限定されている点が異なる。

ここで、商標が冒認出願であるといえるのはどのような場合かが問題となるが、ベトナム現地の代理人が海外の権利者の許諾なく出願した場合や、冒認出願がなされた時点においてベトナムにおいて著名になっていた場合であると考えられ、ベトナムの国外のみで著名である場合は含まれないと考えられる。

(3) 判例等

現在、ベトナムでは最高裁判所の裁判例のみしか公刊されておらず、上記(1)(2)に関する裁判例等は不見当である。

4. 冒認知的財産権を根拠とする第三者による権利行使に対する防御の可否

(1) 先使用権の抗弁

知的財産法第 134 条に基づき、特許又は工業意匠については、出願日又は優先日の前に、当該出願と同一の発明又は意匠を実施し、又はその実施のために必要な準備を行った者は先使用権者として、公開日前と同一の範囲内で引き続き、当該発明又は意匠を実施し続けることができる。

第 134 条 発明及び工業意匠に対する先使用権

- (1) 発明又は工業意匠に係る登録願書の出願日又は優先日の前に、登録出願書類に記載されているが、独立して創出した、保護される発明又は工業意匠と同一の発明又は工業意匠を実施し、又はその実施のために必要な準備を行った者(以下「先使用権の所有者」という)は、保護証書がその者に付与された後、保護された発明又は工業意匠の所有者の許可を取得することなく又は補償金を支払うことなく、公開日前の実施又は準備と同一の範囲及び量内で当該実施を継続する権利を有する。発明又は工業意匠の先使用権の所有者の権利行使は、当該発明又は工業意匠の所有者の権利侵害とはみなさない。
- (2) 発明又は工業意匠に対する先使用権の所有者は、当該権利を他人に対して移転する権利を有さないものとする。ただし、当該権利が、当該発明又は工業意匠の実施又はその準備が行われた事業又は生産設備と共に移転される場合を除く。先使用権の所有者は、発明又は工業意匠の所有者により許可されない限り、実施の範囲及び量を拡張することができない。

(2) 外国公知技術の抗弁

知的財産法第 65 条第 1 項によれば、ベトナムにおける特許権・意匠権の保護要件としての新規性には、国内だけでなく国外においても公知でないことが求められるため、外国公知の技術に権利が付与されてしまった場合であっても、第三者（とくに、当該権利取得者から請求を受けた被告）は NOIP に対して権利の無効を請求できる。NOIP に対してかかる請求がなされた場合には、裁判所での手続は NOIP の決定があるまで停止するとされる。

第 60 条 発明の新規性

- (1) 発明は、それが発明登録出願の出願日前、若しくは該当する場合は優先日前に、ベトナム国内又は国外において、使用により又は書面若しくは口頭での説明

その他何らかの形態の手段により、公然と開示されていないときは、新規であるとみなす。

第 65 条 工業意匠の新規性

- (1) 工業意匠は、それが意匠登録出願の出願日前、又は該当する場合は優先日前に、ベトナム国内又は国外において、使用により又は書面での説明その他何らかの形態により既に開示されている他の工業意匠と著しく異なるときは、新規であるとみなす。

第 96 条 保護証書の無効

- (1) 保護証書は、次の場合は完全に無効とされるものとする。
- (b) 工業所有権の主題が、保護証書の付与の日における保護条件を満たさなかった場合

(3) 外国における周知/著名の抗弁

上記 3(2)で述べたとおり、外国での商標権者がベトナムでは商標権の登録を有していない場合に、周知標章の保護を受けるためには、ベトナム国内で当該標章が広く消費者に知られており、かつ、保護を受けようとする者が当該標章を使用していることが必要であり、かかる条件が満たされた場合には、商標権の登録を有している者からの権利主張に対しても、ベトナム知的財産法上の周知標章の保護を受けることを主張できると解される。

(4) 善意、権利濫用その他の抗弁

法律上は、これらの抗弁を認める根拠は見当たらない。

(5) 判例等

現在、ベトナムでは最高裁判所の裁判例のみしか公刊されておらず、上記(1)ないし(4)に関する裁判例等は不見当である。

特許庁委託

ASEAN における特許権、意匠権、商標権などの
産業財産権登録に拠らない発明、意匠、商標の保護に関する調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP

2013 年 4 月発行 禁無断転載

本冊子は、2012 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP が実施した調査報告に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。